

(その1)



収 支 報 告 書

令和 6 年分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称
じやう みんしやうかうじちやうしぶ
自由民主党王寺町支部

2 主たる事務所の所在地
奈良県北葛城郡
王寺町元町2-16-1

3 代表者の氏名

西谷雅孝

4 会計責任者の氏名

池田善紀

事務担当者の氏名 池田善紀

(電話) 090-8386-4943

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| ☒ 政 党 の 支 部 | ☐ その他の政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類 _____ |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 _____ |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者の氏名 _____ |
| 公職の種類 _____ |

資金管理団体の指定の期間

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額		十 億		百 万	2	0	0	4	千	3	9	1	円
(前年からの繰越額)					1	2	5	5		9	8	6	
(本年の収入額)						7	4	8		4	0	5	
支 出 総 額					1	0	9	5		2	5	2	
翌年への繰越額						9	0	9		1	3	9	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額		十 億		百 万	1 0 3 千	3 2 0 円
員 数						1 0 5

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額										備 考		
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		十 億		百 万		千				0	円		
(うち特定寄附)										0			
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0			
(ウ) 政治団体からの寄附										0			
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)										0			
〔寄附のうちに寄附の〕 〔あっせんによるもの〕										0			
イ 政 党 匿 名 寄 附										0			
合 計 (ア + イ)										0			

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入												
事業の種類	金額						備	考				
研修会個人負担金		十億		百万	3	9	0	千	0	0	円	東京 8月19・20日 30000円×13名
この頁の小計												
合 計												

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入											
交付金を供与した本部又は支部の名称		金 額						年月日	主たる事務所の所在地		備 考
自由民主党奈良県支部連合会		十 億		百 万	50	千	000	円	令6.7.31	奈良市油阪町85-1	
自由民主党奈良県 芥二選挙区支部					205	000	000	円	令6.12.11	大和郡山市富井町940-1	
こ の 頁 の 小 計					255	000	000				
合 計					255	000	000				

(その6)

(6) その他の収入									
摘 要		金 額						備 考	
		十 億	百 万	千	円				
こ の 頁 の 小 計									0
1 件 10 万 円 未 満 の も の									85
合 計									85

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目		金 額						備 考			
								本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出			
1 経 常 経 費		十 億		百 万		千		円			
(1) 人 件 費								0			
(2) 光 熱 水 費								0			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						34	97	4			
(4) 事 務 所 費							88	0			
小 計						35	85	4			
2 政 治 活 動 費											
(1) 組 織 活 動 費						1059	39	8			
(2) 選 挙 関 係 費								0			
(3) 機関紙の発行その他の事業費 (ア～エの小計)								0			
ア 機関紙誌の発行事業費								0			
イ 宣 伝 事 業 費								0			
ウ 政治資金パーティー開催事業費								0			
エ そ の 他 の 事 業 費								0			
(4) 調 査 研 究 費								0			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金								0			
(6) そ の 他 の 経 費								0			
小 計						1059	39	8			
合 計						1095	25	2			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (総会費)				
支出の目的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十 銭	百 万	千	円					
この頁の小計								3	
その他の支出						33174			
合 計						33174			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (会議費)			
支出の目的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十 億	百 万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出			38456					
合 計			38456					

(その15)

[illegible]

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (行事費)				
支出の目的	金 額					年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
研修会旅費		十 億		百 万	7 5 0 4 8 0 円	6.8.13	(株)ロイヤルツ-リスト	奈良市大宮町6-1-11	
この頁の小計					7 5 0 4 8 0				
その他の支出					1 9 0 5 7 4				
合 計					9 4 1 0 5 4				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通預金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領 収 書 等 の 写 し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 4 日

政治団体の名称 自由民主党王寺町支部

会計責任者の氏名 池田善紀 

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。